

〔類聚名物考地理四十八〕朝來いたこ 常陸國

朝來の訓は朝をあしたと訓を、あいたとも通はせるを、上のあを略けるなり、朝所を古訓にあいだんどころといへる例に同じ、近來その文字の訓意を心得かね、かつは文字の雅なるにつきて、潮來と書人もあり、南郭文集に、劉禹錫が竹枝詞にならひて、潮來詞五絶二十首あり、風體絶妙なるに依て、人いよく、その文字を用ゆ、又近頃水戸藩臣森尙謙が儼塾集を讀に、元祿己巳季夏下旬、始從相公駕行水戸時の詩に、潮來の七絶有り、潮字を用ゐたり、さらばその頃にも此事有りしにや、但潮をいたと訓事は心得がたし、

儼塾集六 泛河至潮來俗作板久 漾々青波數十程、泝流蘭漿擊空明、風輕忽到常州境、洗雨松林畫不成、

〔常陸紀行〕行方郡に板來村あり、今潮來といふ、國學者云、潮來は朝來なり、朝來あしたるの反切イタコなりと、朝來は和名抄に板來と見ゆ今本作坂、風土記にも板來と云、板來の古名如此、明了なるを、彼此の反切を論せる蛇足なるものなり、

莊保

〔新編常陸國誌二十二〕庄ハ庄田ナリ中 當國ニテハ、將門記ニ石田庄ト見エタルヨリ古キハナ

シ、其次ニハ東鑑文治四年三月十七日ノ條ニ鎌倉ヨリ諸國庄園ノ事ニ就テ京都ニ申サル、事書中 同年六月四日勅答ノ事書ニ、八條院御領常陸國村田、田中、下村、志太庄、早可被仰含候也ト

見ユ

〔吾妻鏡八〕文治四年三月十七日癸丑付庄々有被申條事、先々雖令申給、未無左右仰云々、仍重被整

事書云々中

一常陸國村田、田中、下村等庄事、

或安樂壽院領云云、或八條院御領年貢可沙汰何御倉候哉、